

制 度 名	茨城県被災児童生徒就学支援等事業補助金	主管課名	義務教育課 管理 G					
		問合せ先	029-301-5215					
目的・趣旨	東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった児童又は生徒の教育機会の確保のため、就学に必要な援助を行う。							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難となった児童又は生徒の保護者に対して、市町村が就学に必要な援助を行う事業。 (1) 茨城県被災児童生徒就学援助事業（学用品費等） (2) 茨城県被災児童生徒就学援助事業（医療費・学校給食費） (3) 茨城県被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業（小学校及び中学校分） 〔補助要件等〕 東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難と認定された児童又は生徒の保護者に対して、市町村が就学に必要な援助を行っていること。 〔対象経費〕 就学援助事業及び特別支援教育就学奨励事業に係る所要経費 〔補助限度額等〕 文部科学省が定める国庫補助限度額 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
(1) ～ (3) 東日本大震災		県負担分の 10/10	10/10	-	-			
〔令和 7 年度当初予算額〕 1,651 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 10 月頃決定予定						
〔備考〕 生活保護法による教育扶助・生活扶助、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金の対象として援助されている費目は支給対象外。								